

令和3年

# 文教委員会会議録

とき 令和3年7月7日

品川区議会

令和3年 品川区議会文教委員会

日 時 令和3年7月7日(水) 午前10時00分～午後0時23分  
場 所 品川区議会 議会棟5階 第4委員会室

出席委員 委員長 あくつ 広王 君 副委員長 湯澤 一貴 君  
委員 松澤 和昌 君 委員 つる 伸一郎 君  
委員 安藤 たい作 君 委員 吉田 ゆみこ 君  
委員 松本 ときひろ 君

出席説明員 中 島 教 育 長 米 田 教 育 次 長  
有 馬 庶 務 課 長 小 林 学 校 施 設 担 当 課 長  
勝 亦 学 務 課 長 工 藤 指 導 課 長  
矢部教育総合支援センター長  
柏原子ども未来部長 廣 田 参 事  
(子ども育成課長事務取扱)  
加島児童相談所移管担当課長 山下子ども家庭支援センター長

○午前10時00分開会

○あくつ委員長

ただいまより文教委員会を開会いたします。

本日は、お手元の審査・調査予定表のとおり、報告事項、所管事務調査についておよびその他を予定しております。

なお、本日の委員会につきましても、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、委員会室のレイアウトを変更するとともに、理事者の出席も必要最小限とし、適宜入替えを行いながら進めてまいります。

最後に、本日も、特に、会議時間が長時間にならないよう、簡潔かつ効率的なご質疑にご協力をお願いいたします。

本日は、4名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

---

1 報告事項

(1) 学校改築の進捗について

○あくつ委員長

それでは、予定表1の報告事項を聴取いたします。

はじめに、(1)学校改築の進捗についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○有馬庶務課長

それでは、私から、学校改築の進捗についてご説明いたします。資料をご覧ください。この資料は、令和3年6月末現在の状況を示しております。

まず、鮫浜小学校ですが、規模といたしましては地上4階、地下1階でございます。6月現在、内装工事中でございます。そして今月、7月で新校舎を竣工しております。夏休みに引っ越しをし、2学期より新校舎で授業を行う予定となっております。なお、下のところ、緑のところでは色がついているところまでが、今、進捗をしているというところを示しているものでございます。

つづきまして、浜川小学校、浜川幼稚園です。地上5階建て、現在、新園舎棟の内装工事中でございます。8月に新園舎棟が竣工いたしまして、9月より新たな園舎で園運営が始まる予定となっております。

その下、第四日野小学校ですが、地上5階建てで、現在、下水管の付け替え工事中でございます。改築工事契約につきまして、今定例会にて議案を上程しているところでございます。

右のページの上段にまいりまして、浜川中学校ですが、地上6階として、令和2年に基本設計がまとまったところでございます。現在、実施計画に着手しております。後ほど計画概要をご説明いたします。

次に、城南第二小学校ですが、計画学級数は30学級と表しておりますが、基本的には各学年4学級、4掛ける6学年で24学級、プラス3つの多目的室を計画しているものでございます。現在、設計事業者を選定して、今、契約の手続き中でございます。今年度中に基本設計をまとめていきたいと考えているところでございます。

その下、参考でございますけれども、令和2年度中に竣工した学校が3校ございます。令和2年5月に芳水小学校、令和3年1月に城南小学校・城南幼稚園、同じく1月に後地小学校が竣工してございます。

ページをおめくりいただきまして、浜川中学校の計画概要でございます。構造といたしましては、鉄

骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造の地上6階建て。規模としては、各学年7クラスの21学級プラス3つの多目的室で、24学級を計画しております。その他、マイスクール等を入れていくということで計画をしております。

その下、計画のコンセプトとしては、ここに4つ示しているとおりでございます。

真ん中の平面計画のところまいりまして、真ん中に1階の平面図があると思いますけれども、この絵の右側が第一京浜国道という形になります。南側、東側に逆L字型で校舎を配置し、北側のほうにテニスコート、それから西側のほうにグラウンドを配置するというような計画となっております。その下にまいりまして、2階の平面図でございます。南側に普通教室を配置いたしまして、多目的ホールや図書室を設けます。それから、その右へ行きまして、3階平面図ですけれども、同じく普通教室のほかに美術室と、それから体育館、こちらは浸水対応ということで、体育館を3階に設けているところでございます。その上へ行きまして4階の平面図、こちら普通教室プラス特別教室、それから5階のほうは特別教室関係、最後6階はプールというような計画となっております。

左下の建て替え計画をご覧くださいと思います。まず、現在のグラウンドのところには新校舎、いわゆる体育館棟、1階の平面図でいきますと、この武道館とか、マイスクール浜川とか、そういったところの校舎をまず建てます。そして、今ある体育館のほうを壊していくということで、何とか運動できるスペースは残しつつ行っていこうということで、このような形になっております。

その右のほうへ行って、今の校舎を解体いたします。左の一番下、新校舎棟のほうを建てまして、既存校舎を今度解体していくと。最後に、解体したところにグラウンドを整備します。このような流れでございます。工事につきましては、来年度、令和4年度から開始し、校舎の完成は令和8年7月、最終的にグラウンドの整備が終わるのは令和9年の夏を予定しているところでございます。

#### ○あくつ委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○安藤委員

浜川中学校のほうの図面がありますが、コミュニティ・スクール室とか、多目的ホールというのは、今まで余りなかったようにも思えるのですけれども、この利用方法について伺いたいのと、また、現状で各学校には大体あるものなのか、今後の新築校舎には大体入れていくという方向なのか、伺いたいと思います。

併せて、随時、小学校の学級編成も全学年35人になっていくわけですが、これを踏まえて改築計画を立てている学校というのは、今日、1枚目の資料で提示された学校で言うところになるのか、伺いたいと思います。

#### ○有馬庶務課長

まず、多目的ホールとかCS室でございますけれども、CS室はコミュニティ・スクール関係ですので、今はどこの学校にもありますので、これは全ての学校で新築するときには必ず計画に入れています。多目的ホールにつきましても、最近の学校では鯨浜小学校での鯨浜ホールですとか、いろいろところでホールを設けており、地域の皆さんにも使っていただける、それから、子どもたちが学年で集会で集まれるというようなスペースをとということで、こういった多目的ホールは、新築・改築する場合については計画に入れているものでございます。

それから、35人学級への対応ということでございますけれども、鯨浜小学校、浜川小学校、第四日

野小学校、浜川中学校につきましては、いわゆる35人学級にという話を受けて計画をしたものではありません。城南第二小学校については、これから設計をしていくということですので、そういったことは加味して進めていくことができるというふうに考えているところでございます。

#### ○安藤委員

分かりました。

あと、中学校の35人学級というのも、6月に閣議決定された骨太の方針の中でも、予算編成に向けた検討項目の1つとして盛り込まれたということなので、恐らく中学校も35人学級になっていくのだろうというふうに思いますが、将来的には、さらに、30人学級ですとか、あるいは20人程度学級、最小限、20人程度の学級になるような学級規模にすることも、私は必要だと考えているのですね。今後の改築計画を立てるに当たって、これらの少人数学級の流れ、少なくとも中学校は、恐らくこうなるだろうという、こういう流れを踏まえるべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

#### ○有馬庶務課長

今現在、小学校については35人学級を順次行ってきたということですので、それについては対応していくということです。中学校のほうはどうなるかということは、これから様子を見ていくということにはなるかと思えますけれども、法がそういうふうになれば、きちんとそれに対応していくということになります。ただ一方で、限られた敷地の中で、どういった建物を建てていくかということも、併せて検討していきたいと思っております。

今、品川区の学校では、文科省の基準から言えば、1人当たりの校庭の面積が非常に狭くなっているという現実もありますので、運動スペースも確保しつつ、有効な校舎も建てていきたいというふうに考えておりますので、そこは慎重にいろいろ検討して進めていきたいと考えております。

#### ○安藤委員

法がそうなればということなのですけれども、それだとやはり遅いと思うのですよね。やはり、校庭の話もありますけれども、教室に40人詰め込んだら、それは1人当たりの日常的に過ごすスペースがものすごく狭くなるので、やはり、子ども、生徒、児童・生徒の環境というのを考えると、もう見越して、区独自で少人数学級を進めていくという気構えで、私は、新築・整備のときには、そういった少人数学級も、今からきちんと視野に入れて計画をしていくことが必要だと思いますので、ぜひそれは強く要望したいと思います。

#### ○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。

#### ○吉田委員

今は改築の計画概要ということなので、この段階でどの辺まで決まっているのかの認識がなくて申し訳ない、今質問するべきかどうか分からないのですけれども、学校のトイレに関して、結構今までいろいろな委員の方から、洋式とか和式とか、洋式がいいという方もあるし、やはり一定和式は残すべきというご意見もあって、トイレはすごく大事なというふうに思うのですけれども、その辺がどうなっているのかということと、それから、今まで総務委員会での契約議案の審査のときに、工事の契約となると少し分かるのですけれども、結構新しくとか改築のときに、環境系のいろいろな教育のためにもなると思うのですが、環境の問題、例えば、太陽光パネルをつけるとか、太陽熱利用ということを考えてとか、それから、生活者ネットワークとしては、すごく推奨しているというか、条件が合えば、トイレの水について雨水を活用する、これは下水の改善にもつながりますので、そういうことはぜひ推進して、

そういうことを取り入れている学校は、きちんとパネルで今どれぐらい発電しているとか、どれぐらい雨水が利用できるとか、そういうことが表示しているところもあるのを承知しているのですけれども、そういう点については、今の段階で考えられているのか教えてください。

#### ○小林学校施設担当課長

技術的な話になりましたので、私のほうから答弁したいと思います。

便所の様式につきましては、委員おっしゃるとおり、主力は洋式としており、和式便所を1個、2個という残し方で、現在計画しているものでございます。

それと、雨水ならびに太陽光パネル、これにつきましては、エコスクールというものがありますので、それを視野に入れて検討を進めてまいります。当然、雨水につきましては、雨水槽を設けて、便所の排水に利用したり、植栽の散水に使用したり、検討して設置するように努力してまいります。

#### ○吉田委員

特に雨水をトイレで利用するということには、槽を作らなければいけないので、条件によってできるところとできないところがあるということは承知しております。できるところではぜひ取り入れていただいて、やはり子どもたちが、その意義が分かるような形の設備にしていいただきたいなというふうに思います。

それから、先ほど1つ忘れまして。ずっと私たちが主張していたのが、雨水タンク、トイレまではいかないけれども、雨水タンクで、こうやって雨水を使うことによって、下水にいきなり雨水を流さないということが環境改善につながるという教育的な意味も含めて、ぜひやっていただきたいなというふうに思うのですけれども、それについては、今までもあったのかなど。どうなのでしょう。あったのであれば、ぜひ継続をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

#### ○小林学校施設担当課長

雨水の利用につきましては、タンクでためる方法と、先ほども私が言いましたけれども、雨水槽、これは地下のピットに、大きさはその敷地によって若干違いますけれども、20トンとか30トンとか、それと、繰り返して申し訳ございませんが、便所の排水、ならびに植栽の散水というところで、タンクというのは、一般的に1立米であるとか、これは1トンぐらいの、住宅に主に使うところが多いです。学校については、屋上に降った雨をそのまま集めますので、大きな水槽が必要になってきます。20トンから30トン、それは地下のピットに入れて、雨水槽ということで設けるのが一般的でございます。

#### ○吉田委員

条件それぞれ限られている中で、いろいろ工夫していただければいいと思います。

#### ○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。

#### ○松澤委員

ご説明ありがとうございます。

大きくというか、学校改築の考え方についてお聞きしたいのですけれども、1年に1回ずつ学校改築が計画として繰り返されていくのですけれども、その根拠といいますか、老朽化なのか、人口推移なのか、地域バランスなのか、何かそういったものの考え方があると思うのですけれども、それを教えていただけますか。

#### ○有馬庶務課長

改築の進め方、考え方でございますけれども、今、松澤委員が言われたとおり、老朽度、これをまず

優先はしますけれども、最近では就学人口がかなり急激に増加しており、受け入れていかなければならないということもありますので、就学人口の動向、それから、当然、地域バランスということ、この3つを大きな柱として改築する学校を選定している次第でございます。

#### ○松澤委員

ありがとうございます。

就学人口のバランス、多分、芳水小学校などはもう改築されて、実際に教室もばんばんになってきたと。それで35人学級になれば、なおさらいろいろ教室も増やさなければいけないという部分について、今、戸越公園の駅前が開発だという話になってくると、そういうところには今度また人が集まってきますよね。そうするとやはり、人口の推移、そういったものと、要は教育委員会との連携というのですか、そういったものというのはしっかりとれているのでしょうか。

#### ○有馬庶務課長

まさに学校の規模、改修するに当たってどの程度の教室が今後必要になってくるかというところでございますので、今もマンション開発等がどういう状況なのかということは、都市計画課なり、都市開発課なりと情報をやり取りして、いつ頃こういうマンションの計画があります、それがファミリータイプなのかどうなのか、何戸なのかというようなことの情報を、学務課と一緒にもらって、それを計画に生かしていくというようなことで取り組んでいるところでございます。

#### ○松澤委員

ありがとうございました。

最後になりますが、地域バランスという部分で、大崎ブロックというのは三木小学校、大崎中学校ぐらいですかね。ほかが開発されて、私の住んでいる荏原東というのは豊葉の杜だけで、ほかの学校はまだ全然改築がないのですよね。改築というか計画もないのですけれども。そうすると、地域バランスとか全体のバランスを見たときに、今は海側というのですか、人口推移が上昇しているところは多分こういうのは進んでいくのですけれども、やはり行く行くはこういう荏原地区であったり、三木小学校も随分古くて、いろいろ議事録を見ると、昔からやろうと言っている、なかなか道路が狭くてできないなどという課題がある中で、やはりそういったところも計画として考えていく必要があるのかなと思うのですけれども、その辺だけ最後に、すみません。

#### ○有馬庶務課長

今、委員から言われたとおり、大崎地区8校のうち6校ぐらい進んでいるということで、まあ進んでいるかなと思います。これも、先ほど言ったように、就学人口の受入れを何とか確保していかなければいけないということがあるということで、現在はそういった意味ではどちらかというと沿岸部のほうの学校が、最近は多く改築が進んでいるということでございます。

荏原の西地区・東地区につきましても、幾つかの学校はもう既に、改築が始まった当初、最初に進めていたということもありますけれども、今後、地域バランスも考えながら進めていきたいというふうに考えております。

#### ○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。

#### ○つる委員

まず、建物のつくりといったところで、第四日野小学校のペースを見る中では、線路側で坂上側の位置に屋上プールだと思うのですが、スケジュールで8月に着工となっているのですけれども、この間の

図面などを追いかけてはいないのですが、プールは開放されているというか、まさに屋上なので、屋根とかそういうのはないと思うのですけれども、坂上側に確かマンションがあるのですよね。いろいろな課題も各地域では言われている中で、この辺のプールが見える状況なのかどうかという、まずそこで、目隠しとかそういうものというものはある程度、一定配慮されたつくりになっているのか、その辺をすみません。改めて教えてください。

#### ○小林学校施設担当課長

第四日野小学校のご質問にお答えします。

いろいろな検討の中で、配置計画などをいろいろやりまして、その中で、この敷地についてはこのような配置が一番ベストといった考え方で計画はしたものです。そして、今質問のあったプールについても、地上に置けば、当然、狭小の敷地の中で校庭がとられてしまう、面積が少なくなるということで、苦渋の選択ですけれども、屋上に持ってきました。それで、屋上に持ってくると、マンション関係の目、お互いのプライバシーが発生してきますので、パーゴラとって、目隠しのものを設置できるならばそういうふうなものを作るとか、フェンスを作るだとか、そういうことを考慮してやってまいります。全てが見えなくなるかという、それはもう屋根をかぶせるしかございませんので、その辺までは出来ませんが、一定の配慮はしております。

#### ○つる委員

ありがとうございました。

当然、設計の規制とか制約とかいろいろとある中で、例えば、後に設備として、それは公の学校としてはなかなか制度上難しい部分もあるのかもしれないのですけれども、できる範囲の中で、ご答弁の中にもあったお互いの配慮が、後にいろいろなお声として上がってきたときに、できないと言うよりも、事前にそういう用意もできるということが大事なと思ったので確認をさせていただきました。

あと、最近、パース図などに、地元で言うと後地小学校もそうなのですけれども、小学校の形というか、トレンドというか、私たちが通っていたときは学校のアイコンというのはでこぼこで、凸型と言うのでしょうか。ど真ん中に時計があってというイメージの時代を経てきたのですけれども、今はすごくデザイン性に富んだ、子どもたちもいろいろな発想が生まれてきそうな校舎のつくりになっているので、今後こういうふうな形になってくるのかなと思ったのですけれども。

その中で、先ほど松澤委員のほうからもありました、戸越に限らず、令和2年度に完成をしていただいた後地小学校の新たに学区域に加わった丁目のところでも、さらに第3、第4の新たな大きい人口の方が増えていく、就学人口も当然一定の調査の中で増えてきそうな大きい流れが出てくるわけですが、そう考えたときに、当然、完成年度、整備される年度も5年とか10年とかというスパンになろうかと思えますけれども、1年ごとで学年が変わるので、学校の中で同学年が急激にどんと増えるということはないのかなというふうに思う中で、同じ丁目の中で大きく増えてくると、出入りも当然想定する中で、近隣の私の出身校なのですけれども、小山台小学校が、あのエリアの中ではまだ改築の中には、俎上にはどうなのかなという。大分前に大きいスケジュールは拝見したことがあったのだけれども、また連携校である荏原第一中学校などもそうでしょうし、その近くで言うと今回、第四日野小学校がこういう形で手が入っているということになるわけですが、近隣の後地小学校が新しくなって、受入体制としては十二分に、後地小学校の場合は違う観点で早く、先に前倒しでやっていただいたという経緯もあるのは存じ上げているのですが、周辺の学校の整備について、先ほど全体の考え方ということでありましたけれども、エリアを指定してしまったのですが、このあたりについての方向性、大きい部分かと思



いますけれども、何かご答弁できる範囲があれば教えていただきたいと思います。

#### ○有馬庶務課長

学校改築につきまして、確かにいろいろ、今着手しているところだと、戸越台中学校から始まって、その後少し間が空きましたけれども、平成15年ぐらいから台場小学校から始まった、今ずっとその流れで来ていまして、その流れで行くと約19校ぐらいが今完了したということです。まだ残り半分あるかなというところですが、地元の人にとっては、うちの学校はいつになるのかということにだんだんなってくることは、我々も認識しているところではございますけれども、今のように、こうして急激に人口が上がってくるとそれに対応しなければいけないということなので、なかなか長期計画も出しにくいという側面がありまして、こういう年次計画で行きますという計画がなかなか出せない状況に、今あります。

老朽度合い、就学人口の動向、それから地域バランス、こういったものを含めて、できれば計画を出せばいいのでしょうけれども、まだ人口の動きが激しいものですから、なかなか難しいと考えております。

#### ○つる委員

ありがとうございました。

本当に、小山台小学校、それから荏原第一中学校などは、目をつぶっても校門から入って自分の教室に行けと言われたら行けるぐらいの、本当に今も校舎に入らせていただいて、その香りとか匂いとか、こういう形の校舎がまた建つといいなと思ってしまうぐらいの部分もあるのですけれども、地域の方からやはりそういうお声というのは、先ほどの松澤委員ではないですけれども、いろいろ伺うのですね。ですから、自分たちが、今の子どもたちがいるときには無理かもしれないけれどもというのは必ず枕詞で皆さんつくのですよね。4年、5年かかるというのは皆さんご存じなので。ですけれども、今の就学前の子どもたちがどこへ行こうかなという声が、今、伺う中で、校舎がきれいであるとか、新しいとかということではない部分の魅力というところで、後地小学校についても、そのところをしっかりとこ入れをしていただいた中で、校舎もきれいになったというのはあるのですけれども、ぜひ周辺の学校も、人口の関係もあるので、ぜひ皆が希望を持てるような計画を早く出していただけるといいかなと、要望ですけれども、よろしく願いいたします。

#### ○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。

#### ○吉田委員

すみません。1つ聞き忘れました。

私が、図面の見方が決して得意ではないので誤解かもしれないのですけれども、縦横で見ると、特別支援学級などが、すごくほかの教室からは行きにくいというか、そういうところに、立面図を見ても、ここだけが体育館の下のところに入り込んでいてというふうに見えるのですけれども、やはり、特別支援学級については考え方がいろいろあって、私たちとしては普通のクラスで障害児もというふうにするのですが、でも、特別支援学級を必要とされる方たちもいて、だけど、学校が社会の1つと考えたら、もう少し交流がしやすいような配置ということにすべきではないかと思うのですが、こういうふうに分けるような形になっているのは、何か特別なお考えがあつてのことなのでしょうか。そこだけ確認させてください。

#### ○小林学校施設担当課長

設計をするときは、いろいろな設計条件をもらいまして、それを形にいたします。各部署からご意見をいただいて、総合的に平面計画をいたしました。いろいろな考え方がありますが、当然、特別支援学級もそれぞれの子どもの程度とか、いろいろな考えの設計条件をいただいて、このように少し離すとか、近くにするだとか、委員がおっしゃった交流の場は、例えば多目的でやるとか、いろいろな考え方ができますので、条件をもらいまして、今回は、このような配置計画にしたところでございます。

#### ○矢部教育総合支援センター長

補足でございますけれども、委員ご指摘のとおり、やはりいろいろな考え方がございまして、通常の教室のすぐ横で交流したほうがいいんじゃないかというのがありますし、いやいや、落ち着いて静かにやらせたいという学校もあります。また教員の考え方もございますので、今、コロナ禍なので、通常でもなかなか難しいのですけれども、交流をこちらとしても推進しておりますので、教室は、余り高い階ではなく、これは2階になっていますかね。学校にもよりますけれども、交流しやすい場所で配置して、さらに少し静かなところで学習できるというような、間をとったような計画になっていると思います。

#### ○吉田委員

分かりました。本当にいろいろな考え方があるということですが、やはり、社会に出たらいろいろなところで一緒に暮らしていくわけで、そこでやはり障害者理解がなかなか進まないというのは、学校現場でももう少し一緒に暮らしてもいいんじゃないかな。保育園までは一緒です。急に、学校に来て、分けて、社会で、はい、お互い理解し合おうというの、なかなか難しいところがあるかなというふうに思います。いろいろなお考えがあるということでは分かりました。ぜひ、今後もいろいろな方のご意見を聞きながら、ただ一方で、やはり社会に出たら一緒に暮らすのですから、その辺のことは教育委員会としても、ぜひ重く見て、学校の設計もしていただけたらと思います。

#### ○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

#### (2) 令和4年度新入学者の受入枠について

#### ○あくつ委員長

次に、(2)令和4年度新入学者の受入枠についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

#### ○勝亦学務課長

それでは、令和4年度新入学者の受入枠についてご説明いたします。資料をご覧ください。

来春入学予定の1年生と7年生の児童・生徒に係る学校選択を、この秋、10月に行います。学校選択に当たりまして、保護者の方へのご案内を出すのですけれども、各学校の受入人数枠をお知らせしてございます。このため、毎年各学校の受入可能な学級数を決定しているものでございます。

資料の1枚目をご覧ください。まず、受入枠についてでございますけれども、上段、小学校につきましては、義務標準法によりまして、1年生は1学級35人で学級編制をすることが定められてございます。したがって、新入学の1年生の受入人数は1学級35人を基準としてございます。ただ、学校選択の締切りの後、入学までの間に品川区に引っ越し等、転入等が入ってこられる方もいるということをご考慮いたしまして、ここでの設定につきましては5人ほど余裕を見まして、1学級であれば30人、2学級であれば60人という形で、この表にある形で受入人数を設定してございます。

また、下に行きまして、中学校の新7年生についてでございますけれども、学級編制の標準は40人となってございます。こちら、受入枠といたしましては、引っ越し等の転入者も勘案いたしまして、5人ほど余裕を見て、1学級であれば35人、2学級であれば70人という形で受入枠を設定してございます。

おめぐりいただきますと、別表1がございます。こちらは、小学校と義務教育学校前期課程の受入学級数でございます。今回設定しておりますのは、右側の令和4年度受入可能数で、それに対しまして、左側は令和3年度の実績の各学校の学級数になってございます。学区外からの希望者の受入枠を超えてしまうということもございまして、そちらは抽選を行うことになります。また、学区内の学校への希望者、こちらについては必ず受入れをするような形になります。学級数の総数では、小学校で105学級になります。

続きまして、次ページの別表2でございます。中学校と義務教育学校の後期課程でございますけれども、こちらにつきましても考え方は小学校と同一でございます。令和4年度の受入可能数につきましては、総数で59学級となっております。

学級数、受入人数枠を設定して、今後ご案内をいたすのですが、学校選択の中で、人数ですとか学級数の増減は出てまいります。また、繰り返しになりますが、学区内にお住まいの入学希望者の方は、必ずその学区の学校で受入れいたしますので、学区内の入学者の設定の学級数を超過するようであれば、当然、学級数を増やして対応していくというような形になります。これら、学級編制の動向につきましては、今後、学校選択の進捗とともに、随時ご報告をさせていただきたいと思っております。

#### ○あくつ委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○安藤委員

中学校の受入可能人数が40人という、余裕を持たせて35人ということになっていて、説明の中には7年生の学級編制について書いていますけれども、平成25年から35人で編制できるとなっているわけですが、初めから40人というのを想定しているというのはなぜなのか。学校施設やハード上の制約もあるのか伺います。私としては、初めから加配の選択というのを前提に想定するというのではなくて、35人ということの学級量の選択を想定して受入枠というのを作ったほうがいいのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

#### ○勝亦学務課長

学級数の設定の考え方でございます。こちらについては、あくまでも学校のほうで、その学区にお住まいの方、受け入れる目安の設定人数となります。例えば、30人ですとか35人と小さく設定しますと、学校のほうで受け入れられますよという人数のほうが減ってしまいますので、まずは学区として入学想定される人数については最大限受け入れるということで、法律どおり設定しているものでございます。

#### ○安藤委員

何となく分かったような、分からないような。引き続き考えていきたいと思います。

あと、やはり、この受入枠というのは選択制に関わって提示しているわけですが、子どもにとって大事で、また教育委員会がやるべき仕事というのは、良質な教育の環境を整えることというのは言うまでもないと思うのですが、そういう意味で、この間、様々な声で実現が成った35人学級というの

を、少なくとも、一刻も早く整えるということが区教委に課せられた最大の緊急の仕事だと思うのですが、こういう受入枠とかの議論を聞いていると、学校区によって就学人口も違うわけですよね。学校の施設上の条件や制約も異なっていますし、そこに選択制を実施することによって、大規模校・小規模校の2極化という、そういう変な要素も加わって、それでいながら、選択してくださいと言いつつ、就学人口が増えたところでは選択させておきながら選択できないという、そういう事態も広がっていると思うのですよ。かなり制度としてぐちゃぐちゃで破綻していると言わざるを得ないと思うのですね。こういう選択制度は廃止をして、少人数学級実現を妨げている要素というのは、やはり減らすべきなのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

また、少人数学級実現の上で、先ほども質疑がありましたけれども、就学人口が増えているところなどあるわけですよね。学校の施設の条件を加味した学区のさらなる見直しも必要なのかなとか、区内でこの学校に通っても、この少人数学級というのを享受できる環境を作るべきなのではないかと思うのですけれども、こういう受入枠というのを示すというよりも、そういったところをしっかりと注力すべきなのではないかと思うのですけれども、併せて伺います。

#### ○勝亦学務課長

2点ご質問いただきました。まず、学校選択制のほうは制度が破綻しているのではないかということ、学校選択制につきましては、従前から受入枠の可能な範囲で選択をしていただくという形で実施しているものでございます。少人数学級との関係もございますけれども、課題は、いただいたように、ございます。ここについては検討できるものは研究していきたいと考えております。

また、人口増に関しての今後の学区の見直しの必要性ということでございますけれども、従前の学区の学区域につきましても、学事制度審議会等々でご意見をいただきながら変更してきた経緯もございますので、そういった必要な学区域の見直しも含めて、調査研究はしていく必要もあるかと考えております。

#### ○安藤委員

意見で終わりますけれども、こういう受入枠を提示して選択してもらおうというようなところで、毎年腐心をしているわけですが、そういうところで苦勞をするのではなく、やはり、最大の使命である、全ての子どもにとって良質な教育環境、少人数学級をしっかりと環境を整えていくということに、やはりぜひ、労力と時間と工夫、それを費やしていただきたいなというふうには私は思います。

#### ○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。

#### ○松本委員

この受入可能人数ということで、5人余裕を持たせているということだと思っておりますので、それは区内転居者とか、区外転入者ということで、余裕を持たせているということだと思っておりますけれども、小学校も中学校も5人ずつということで、一方で小学校は6年で中学校は3年ということで、どの程度の増減が発生するのかというのは、やや、小学校と中学校で違うのかなというふうにも思うのですけれども、ここで示されているのは、あくまで最初の学年の実績なのですけれども、実際に、例えば中学校だったら2年生、3年生になったときに、どのくらい転入、転出というのが傾向としてあるのかというところを伺えればと思います。お願いします。

#### ○勝亦学務課長

小学校6年間、中学校3年、後期課程3年間ということで、その課程の1年生、7年生でないときの

転入ということで、先ほどもありましたけれども、新しいマンションが建つですとか、そういったことを含めて、転入の中には様々な学年の方が入ってまいりますので、そこはお子さまの構成、大体傾向がございますので、その数字を見込んだ上で受入れをするような形で、実数としては入ってきている状況でございます。

#### ○松本委員

余りそこを詳しくは把握されていないということなののでしょうか。例えばタワーマンションが建つ場合というのは、大幅に増えるというのは分かると思うのですが、それ以外の一般的な、状況の中で大体傾向としては、推移で言うと1年間に入ってくるのが大体このぐらいなどというデータはどのようなのでしょうか。お願いします。

#### ○有馬庶務課長

年間でのデータというと特色がありまして、今、手元にある中で、例えば、昨年の1年生から6年生の人数は1学年こういう人数でした、それが今年の1年生はこういうふうになりましたということで、例えば、令和元年度の4年生が2,577人だったけれども、令和2年度にスライドしていくとなったときに、2,590人になっているというようなこと、あるいは、5年生が2,481人だったのが、2,493人だったというようなことになっておりまして、年度の当初に少し増える形があつて、途中でまた減って、秋のほうに少し流れで減っていくのですが、また春先になると増えてくるというような、そういう傾向があるというふうに自分は捉えているところでございます。

#### ○松本委員

分かりました。ありがとうございます。

5人という枠、なぜ確認しているかと言ったら、受入れのゆとりの枠が広ければ広いほど選択肢が逆に狭まるというか、入りたくても入れないという子どもたちも生じ得るのかなというところで、そこは5人という、ある意味きりがいい数字にされているので、その部分は精査していただきながら、すぐに、では5人ではなくて、データだと3人だみたいなところをやってほしいと明言できるわけではないのですが、そのあたりは少し精緻にご検討いただければなというところを要望として申し上げたいと思います。

#### ○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

### 3 その他

#### (1) 所管質問について

#### ○あくつ委員長

次に、会議の運営上、予定表の順番を変更しまして、予定表3のその他のうち、(1)所管質問についてを先に行います。

昨日の委員会において、吉田委員より、今定例会の一般質問に関わる所管質問の申し出がございました。質問項目は、安藤議員の一般質問のうち、「ワクチン、大規模検査、十分な補償などコロナ収束に集中を 感染リスクを広げ国民の命を危険にさらす東京五輪は中止を」の項目から、「学校連携観戦事業の実施の有無について」でございます。

これより所管質問を行います。申し出をした委員以外の方も議論に加わることができますので、よ

ろしくお願いいたします。

なお、本日の質問につきましては、文教委員会に関わる項目についての所管質問でありますので、ご留意願います。

それでは、改めまして、吉田委員の所管質問について、本会議の質問の繰り返しにならないような形で、質問をお願いいたします。

**○吉田委員**

一番最初から。

**○あくつ委員長**

はい。

**○吉田委員**

安藤たい作議員の、「ワクチン、大規模検査、十分な補償などコロナ収束に集中を 感染リスクを広げ国民の命を危険にさらす東京五輪は中止を」のご質問の中に、学校連携観戦プログラムへの参加中止を求めるといふご質問があったと思います。区長からのご答弁でしたが、区としてのお考えを求めた質問だったと思うのですけれども、区としてのお考えが結局はつきり聞き取ることができませんでしたので、改めて、学校としてどのようにお考えか、品川区の教育委員会としてどのようにお考えか伺いたいと思います。

**○あくつ委員長**

質問が終わりました。

それでは、理事者より答弁をお願いいたします。

**○工藤指導課長**

では、オリンピック・パラリンピックに関連する学校連携観戦プログラムについてのお尋ねでございます。これまでも学校連携観戦につきましては、私どもは感染症また熱中症対策等を講じながら準備計画を進めていたところでございます。昨日、7月6日に都教育委員会から最終の意向調査の通知が示されたところでございます。それに合わせながら、私どもで今示された内容と、またその詳細について、さらに都教育委員会に照会・確認を行っているところでございまして、現在検討をしているというところでございます。

**○吉田委員**

昨日来たということですか。都教育委員会がそのような意向調査をするというようなお話は都のほうから伺っていて、前に品川区にお問合せをしたら、まだそのような調査はないということだったのですが、今検討中ということで、例えばそのときに、学校のPTAの意見を聞くとか、学校の先生の負荷を現場ではどの程度考えているとか、そういうことを考えた上で結論をお出しになるというふうにご考慮よろしいのでしょうか。

**○工藤指導課長**

これまでも様々な、例えば学校からは校長会等も通じながら、様々な学校の考え方も集約、聞いているところでございます。現状では、昨日示された都教育委員会からの情報を基にしながら、教育委員会として、安全・安心に行うというのが前提でございますので、それらを含めまして、現在検討を行っているというところでございます。

**○吉田委員**

安全・安心を前提にという中では、やはりそれを現場で担保するのは先生方ですので、その安全・安

心を担保するという先生のご意見とか、実際にどの程度動けるということはとても大事だと思うのですが、ごめんなさい。繰り返しになってしまうかもしれないのですけれども、その辺はきちんと現場の先生方にも確認されて進めるという理解でよろしいでしょうか。

それから、一緒に聞いてしまいます。既に、学校連携観戦事業に係る乗車券手配委託の制限付き一般競争入札が求められていて、間もなく決まる、7月9日までが入札期間というふうになっています。仕様の中身はこの情報だと分からなくて、仕様については教育委員会、所管が決められていると思うのですけれども、例えば、入札が進んでいってしまったとして、例えば中止となったときには、それを中止することができるような仕様にされているのかどうか、その辺についても確認させてください。

#### ○工藤指導課長

まずは、そういった引率に当たるのは学校の先生方ということもありますが、そういったところのお声に関しましては、校長会を通じて私どもにいただいているところでございますので、それはもう勘案するところはもちろんございます。その上で、私どもは検討を進めているところでございます。

また、私どもで先ほど来、準備計画を進めている段階では、様々な手配もかけているところがございます。仕様の中身について今お話しできる内容というのがどこまでかというところはありながらなのですけれども、そういったもので、契約のスケジュールが、契約の部署の方で進んでいるというのは、当然、私どもも把握しているところでございますので、そういったものがどこで、どういった判断をするところで止められるかどうか、進めながら、それはその契約部署とやり取りをしているところでございますので、現状では、今、昨日いただいた情報を基に検討しているというのに含まれるということなのです。

#### ○吉田委員

1つ、先生方のことについては、ぜひ、よくよく、校長会を通してということですが、なるべく現場の直の先生方のお声も聞いていただきたいと思います。

それから、仕様の、契約部署というのは経理課のことではなくて、教育委員会の中で、こういう契約のことをやってらっしゃるのでしょうか。気になっているのは、どんどん進んでしまうと、予定価格1,400万円になっていますよね。それがきちんと止められるような形の仕様になっているのかということだけが気になっております。契約事務は経理課だということは承知しております。ただ、その仕様の中身については所管がきちんと決めていくということですので、そのことについて伺いました。その辺について、もう一度お答えいただければと思います。

#### ○工藤指導課長

契約は経理課でございますが、仕様の中身は私ども指導課でございます。それを進めている中では、その契約の時期、実際にスケジュールがありますけれども、それに伴いながら、様々な検討を今進めている中で、調整が可能な部分、また、どういったところで、場合によってはキャンセル料等がかかる、かからないということもございますので、そういったことも含めながら調整も勘案しているところではございます。また、それが検討の中にも入っているということなのです。

#### ○吉田委員

最後にします。

前回、6月の委員会のときも申しましたけれども、都の意向とか、そういうことを勘案しながらということでしたが、ほかの区ではもう既に区として中止を決めたということもあります。区として決められるのだと思います。ぜひ、生活者ネットワークとしては、都の決定ということも踏まえて、今調査

中ということですが、こういう契約のことなども考えて、なるべく早い時期に、区としてもうこれは中止というふうに決定していただきたいと思います。これは意見です。

#### ○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。

#### ○安藤委員

子どもの観戦を中止してほしいという区民の声は、現在何件ぐらい届いているのか伺いたいと思います。

それと、子どもの安全に関わる重要な問題なので、教育委員会、PTA連合会、校長会などには、先ほど校長会という話もありましたけれども、観戦の是非について意見を聞いたのか、聞いたとしたらどのような意見が挙がったのか、それぞれ伺いたいと思います。

#### ○工藤指導課長

まず、様々区民の声等をいただいている、それがメールあるいは電話等ということもござりますが、今、集計が手元にないところでござりますが、日に1、2件いただいているところではございます。

また、この実施に関してのところではございますが、私ども、今回の連携観戦プログラムですが、これまでも行ってきたオリンピック・パラリンピック教育の中で、様々な学習体験を、特にこの品川区の中でも積み重ねてまいりました。その子どもたちが、世界のトップアスリートが最高峰の競技を繰り広げるのを、実際にその姿を目の当たりに体験するという事は、心のレガシーともなるものであるというところで位置づけて、行うというふうに行っているところでございます。もちろん、これは学校行事の1つというふうには捉えておりますが、そういった意味では、現状は感染症の対策のガイドライン等も私どもは示しながら、校外行事というところで慎重に判断をしなければいけないというのは重々把握しているところでございますが、そういった意味では、私ども、教育の一環の中で、教育課程上に組み込んで、今進めているところでございます。そういった意味では、様々なところにこの是非について確認をするということを行っているところではございませんが、教育活動の一環ということで、教育課程の中に位置づけて行っているというものでございます。それにつきましては、繰り返しでございますが、今検討を進めているというところでございます。

#### ○安藤委員

教育委員会というのは事務局なわけですよね。教育行政をある意味、実施する主体というか、それが、教育の主体である学校現場ですとか、あるいは保護者、あと教育委員会、そういったところに意見を聞かないで進めていくというのは、これはちょっと越権行為というか、子どもたちの安全に関わる重要な問題なので、それは聞くべきなのではないかと思うのですけれども、それはいかがでしょうか。

それと、安全・安心だと。感染症、熱中症の対策等を講じながらとおっしゃるのですけれども、実際それが、今の観戦計画ではどのように担保されているのか、どのような対策がとられているのかというのが、ほぼ家庭にも説明がないので、もちろん議会にも説明がないですし、全く不明なのです。だから、言葉で言われても全然安心できないというか、証明ができない。

そこで3点大きく伺いたいのですけれども、今回の連携観戦で観戦を予定している子どもというのは、結局全部で何人なのでしょう。区立のみなのでしょう。伺いたいと思います。

それと2つ目は、日中暑さが厳しい時間の観戦ですとか、通勤ラッシュ時の観戦、あるいは夜遅い時間に終わる観戦など、ちょっと心配だなという時間帯の観戦というのは、それぞれどれぐらい予定されているのか伺いたい。併せて、観戦が同じ時間とか同じ日とか同じ競技に重なると、やはりどうし



でも密の状態を避けられないということだと思うので、それが心配なのですが、最も多い日の、最大の子どもの観戦人数というのは、大体何校何人になるのかというのは伺いたいと思います。

最後、これは実際に事実なのかどうか分からないです。そういった声も聞いたので伺いますが、会場でスポンサーがペットボトルを配るので水筒の持込みは禁止されているのだというような、そういう話もしている人がいたのですけれども、事実はどうなのでしょう。その辺のルールがどうなっているのか伺いたいと思います。

#### ○工藤指導課長

では、今、大きく3点とあったうち、教育課程の編成のところでは、例えば本区の場合は全て品川コミュニティ・スクールということで、校区教育協働委員会にも教育課程等を確認する中では、そういったところでも協議いただいているという中でございます。その中で、授業日ということで計画し位置づけられておりますので、そこでは様々なご意見もいただいて議論をしているという訂正をさせていただきます。

併せまして、予定している人数でございますが、区立学校、幼稚園の5歳児も含めまして、約2万2,000人を予定しているところです。また、それぞれの行動でございますけれども、例えばパラリンピックに関しまして、8月28日ですと、小学校・中学校・義務教育学校を全部含めまして、この場合は15校、その日に当たっております。ただ、時間帯については午前中および午後、午後時間帯としては夕方、いわゆる夜の競技には当たらないということで差配されておりますので、詳細を今のところ申し上げることができないのですが、15校が固まるということになります。

昨日いただいた情報の中で使用できる駅というのも判明しましたので、今私どもが検討している中では、東京都に詳細を確認する上でも、改札口でいわゆる密にならないようなところ、また、実際に使用駅も確定したことでの詳細を、今またさらに照会をかけながら検討しているというところでございます。

最後の水筒の持込み等につきましては、これまでのオリンピック・パラリンピック競技大会において、それが許可になったことはないというところでございました。ただ、都教育委員会から組織委員会に働きかけをした結果、現在、水筒については持込み可能になっていると情報をいただきました。ただ、持ち込む際には試飲が必要だと言われております。これは様々な対策のためと言われておりますが、そういった情報は私どもでいただいているところです。

#### ○安藤委員

コミュニティ・スクールなどでも協議しているということですが、もちろん、これまでオリンピック教育を積み重ねてきたという現場としては、何とか見せてあげたいという気持ちは、それはあると思うのですよ。そういった気持ちはあると思うのですけれども、だからこそ、ある意味、子どもたちの安全・安心という観点から、苦渋ですけれども、やはり中止というのを決断するというのは、私は必要なのではないかというふうに思っています。

細かいところを聞かせていただきたいのですが、ラッシュ時に移動してしまうというか、通勤ラッシュの時間帯に移動してしまうような午前中の観戦というのがあるのかどうか、その辺を後で確認させてください。

それと、併せて伺いたいのは、現在まん延防止等重点措置期間になってはいますが、区立学校側の感染症予防ガイドライン、6月30日に改訂されていますが、ここでは公共交通機関を使用した学外学習活動などの考え方はどのように位置づけられているのか伺いたいと思います。

#### ○工藤指導課長

午前中の場合のラッシュ時というところがございますが、基本的にはラッシュ時を避けてというところで、今示されている時間帯でございますが、会場に入場可能な時間は9時30分以降と案内が来ております。また、9時30分以降、午前中でいえばおおむね12時までの間。ただし競技の開始時刻には来ないようにという指導が私どもにある中でございます。また、私どもも様々勘案しながら、参加した場合、実際に今学校にお知らせしているのは、見る時間も、密を避ける観点から都も制限をしている。最長でも1時間程度の観戦しかできないというところを勘案しながら、ラッシュ時を避けることも連絡していくところです。こちらも含めて、今検討の事項に入っているところです。

あとは、ガイドライン上の対策でございますが、委員ご指摘いただきましたように、現在、私どもの感染症のガイドラインでは、緊急事態宣言下またはまん延防止措置の期間中は、公共交通機関を使った校外行事を行わないということで決定しております。ですので、現在、7月11日まで措置期間となっておりますが、これが延長された場合、それがその期間にかかる場合には、ガイドライン同様の扱いになるということを学校のほうには既に連絡をしてありますので、あくまでもガイドラインに従ってというふうを考えているところです。

#### ○安藤委員

区が定めたガイドラインでは、今、課長がおっしゃったようなことになっているのですよね。現在、連日、前週の感染者を上回るような感じで、第5波の入り口にきているというところで、7月11日で現在のまん延防止等重点措置期間が切れるというふうには誰も思っていないと思うのですね。これが、確認なのですが、五輪期間まで延長継続された場合は、学校連携観戦は中止するという考えでよろしいのか伺いたいと思います。

それと、併せてもう1つ、先日、6月7日の文教委員会で、松本委員が質疑の中で、欠席扱いになるのかどうかという質疑をされているのですが、そこで、区の答弁としては、観戦に子どもが自主的な意思で観戦に行かなかった場合、欠席した場合には、出席停止と同じ扱いで、欠席とはならないという措置をするというようなご答弁だったのですが、すみません。出席停止と欠席というのは何が違うのかなというのが分からなかったもので、それも併せて伺いたいと思います。

#### ○あくつ委員長

安藤委員。一応、所管質問で、安藤委員の質問に係るというところで、学校連携観戦事業の実施の有無についてということでの質問ですので、ただ、今は範囲内だとは思いますが、余り外れないようにお願いします。

#### ○工藤指導課長

仮定のお話でお尋ねいただきましたけれども、なかなか仮定のことにしてというのにはありますが、私どもはガイドラインに従うということで学校には案内をしております。

また、欠席の扱いにつきましては、その日は授業日ということで教育課程上位置づけています。ただ、その日休んでも、いわゆる欠席にはしないという言い方をしているというところがございます。例えば、インフルエンザ等の場合には出席することができないため、出席停止というふうに表示いたしますので、その場合は欠席にならないと案内しているのと同様という意味での、出席停止と同様という意味でございます。その日は、今もコロナ感染症の対策、また感染が怖いので休みますといった場合にも、今は欠席にカウントしないという扱いをしておりますので、これと同じ扱いということでございます。

#### ○安藤委員

ご答弁のやり取りをする中で、やはり、まん延防止等重点措置が延長するのはほぼ間違いないと思う

のですけれども、事実上、そうした場合というのは、区が自ら定めているガイドラインでは、実際に公共交通機関を使つての学校連携観戦というのはできないということだと思ふのですよね。ですから、今の時点で、やはり私は、早い時期に決断をすべきだと思います。今、もう23区でも8区が観戦中止を決定していますし、全都で言うと28自治体で、例えば三鷹市では、都内の感染者数が依然減少に転じないことや、デルタ株などの変異株による感染が、今後拡大する懸念もあることなどから、不特定多数の観客が集まる競技会場において、児童・生徒の安全を確実に確保して事業を実施することは難しいと判断し、市長や小・中学校校長会とも協議のうえ、誠に残念ではありますが、参加を中止をするわけですね。やはり、事実上できないということもあります。改めて、子どもたちの何を一番重要視するか。もちろん、苦渋の決断になると思ふのですけれども、改めて品川区教育委員会として、中止に向けて必要な手続きをするよう求めますけれども、最後にいかがでしょうか。

**○あくつ委員長**

安藤委員。本会議の質問の繰り返しにならないということは、冒頭確認をしておりますけれども、最後の質問ということなので、ご答弁できる範囲でお願いします。

**○工藤指導課長**

その辺につきましては、現在検討しているところでございます。

**○あくつ委員長**

ほかにごございますでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で所管質問を終了いたします。

それでは、理事者の入替えにつき、暫時休憩いたします。

○午前11時08分休憩

○午前11時19分再開

**○あくつ委員長**

休憩前に引き続き、文教委員会を再開いたします。

---

(3) 区立児童相談所開設に向けた進捗状況について

**○あくつ委員長**

次に、(3)区立児童相談所開設に向けた進捗状況についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

**○加島児童相談所移管担当課長**

それでは、私から、区立児童相談所開設に向けた進捗状況についてご説明いたします。クリップ留め3枚の資料をご覧ください。

まず、A4の1枚目です。区では、現在、令和6年度中の児童相談所開設に向けまして、各種準備を進めております。ハード面では令和3年3月より建設工事に着手いたしました。ソフト面では、今年度より設置・運営計画の策定に向けて検討を行っておりまして、本年6月より新たに有識者に参画してもらい、下記会議体を設置し開催いたしました。

会議においては、児童相談所の基本理念や、子ども家庭支援センターとの役割分担、関係機関との連携方策等について意見聴取し、その内容を取りまとめまして、区立児童相談所設置運営計画を策定してまいる考えです。策定いたしました計画につきましては、東京都との計画確認作業や、国への政令指定

申請の際に活用していく予定です。

以下に、会議の概要を報告いたします。

1、会議名ですが、こちらは、区立児童相談所設置・運営計画検討委員会です。

2、任期（設置・検討期間）ですが、こちらは令和3年度から令和4年度の2年間を予定しております。

3、構成員ですが、委員は現在6名いらっしゃいまして、委員長1名、委員5名となっております。構成員の専門分野ですが、児童福祉が2名、弁護士が1名、母子保健分野から1名、社会的養護から2名となっております。

会議のスケジュール、予定につきましては、令和3年度、第1回を過日6月2日に開催いたしまして、児童相談所と子ども家庭支援センターの役割分担について、児童相談所と関係機関との連携についてを取り扱いました。第2回は令和3年9月に、社会的養護、一時保護所等について、第3回は令和4年1月に、こちらは設置計画の案をお示ししたいと考えているところでございます。

計画につきましては、令和3年度で一定の形にしていまいりたいと考えておりますが、令和4年度中も引き続き年3回程度を目安に開催してまいりたいと考えております。日程については現在調整中でございます。

裏面をご覧ください。本委員会につきましては、現在、非公開の位置づけとなっておりますが、議会報告に当たりまして、委員長と相談いたしまして、主な意見を下記にまとめさせていただきました。5、令和3年度第1回検討委員会（6月2日開催）の検討項目と主な意見です。恐れ入ります。A4の裏面とA3の別紙1を並べてご覧いただければと存じます。

まず、議題の1つ目として、児童相談所、子ども家庭支援センターの役割分担についてを取り扱いました。こちら、別紙1、資料の左側下部分3番です。児童相談所と子ども家庭支援センターの設置形態および役割分担についてというところです。区では現在、方向性として、対応策の四角1つ目です。区が児童相談所を設置した後も、子ども家庭支援センターを併存させまして、児童相談所と協力して子ども家庭の支援を行っていきたいと考えております。両機関を併存するに当たって、四角の2つ目、児童相談所は強力な法的権限などの高度な専門性を必要とする相談や児童虐待対応など、調査介入型のアプローチを担う機関と考えております。一方、子ども家庭支援センターにつきましては、地域とのつながりを最大限に生かした子育て支援などを担い、養育不安等に対応する、児童虐待の発生予防的な対応を担う機関と位置づけております。

これに対しまして、委員の方からいただいた主な意見、A4の裏面をご覧ください。児童相談所と子ども家庭支援センター、現在、区の方針として掲げている併存型のほうがよいというご意見をいただきました。その流れとして、ポツの2つ目です。子ども家庭支援センターは親支援に特化した活動をしてはどうか。児童相談所のほうは調査介入、子ども家庭支援センターは親支援と役割分担することで、区民の子ども家庭福祉体制に関する理解がしやすいものになると考えられるというご意見がありました。ポツの3つ目につきましては、こちら機関が2つございますので、両機関のはざまにケースが落ちないように、区として家庭状況の進行管理を行っていく必要があるというご意見をいただいたところです。

続きまして、恐れ入ります。A3の別紙2のほうをご覧ください。児童相談所設置後の各機関との連携イメージというのを、議題の2つ目として取り扱いました。ポンチ絵がメインの資料となっておりますが、緑の線の入った四角の中ですね。子ども家庭を中心として、地域、関係機関が存在して

います。そこから入ってきます相談を、行政の中でどのように受け止めるかというのを書いたのが、オレンジ色の四角の中です。区立児童相談所を設置した後のイメージということで書いてございます。

(仮称)品川区立児童相談所、子ども家庭支援センター、庁内関係部署とございまして、別紙1で取り上げました児童相談所と子ども家庭支援センターの役割分担のイメージを基に、児童相談所ではハイリスク家庭に対する調査介入型のアプローチを担う機関、子ども家庭支援センターにつきましては問題を重症化させないため、あるいは現在虐待の兆候、リスク等はないけれども、今後そのおそれがあるというような家庭に対して、寄り添い型の支援を行っていく機関、そのような意味合いを表しております。こういったケースに対応していくに当たりまして、児童相談所・子ども家庭支援センターとも、緑色の部分で表しております庁内関係部署との連携、それから在宅子育て支援サービス等の導入により支援を行う必要があるというようなご説明を差し上げました。

それに対して、委員の皆様からは、すみません。今度はA4の裏面をご覧ください。主な意見のポツ1つ目です。地域で重層的、包括的に支援するためには、要保護児童対策地域協議会の在り方が重要なため、個別に検討を行ったほうがよい。ポツの2つ目、各関係機関が当事者意識を持ってもらう必要がありますというご意見をいただきました。

以上が有識者会議での設置の報告でございます。会議の議題で取り上げました2つの議題につきましても、本日、委員会からご意見がございましたらお伺いしてまいりたいと考えている次第でございます。

#### ○あくつ委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○安藤委員

細かいところからなのですが、子ども家庭支援センターは、児童相談所の開設後は同じ建物に入る計画なのでしょうか。その辺を確認したいと思います。

それと、別紙資料なのですがすけれども、これは6月2日の検討委員会の議論を経て作成されたものなのか、それとも、当日検討委員会に出された資料なのかというのが分からなかったので、お伺いします。

3つ目は、議題2のほうの委員の方の意見として、要保護児童対策地域協議会の在り方が重要とありますか、その真意というか、思いがどこにあるのかというのを、もう少し補足して説明いただければと思っております。併せて、この要保護児童対策地域協議会というのは現在もあるのではないかと思うのですが、現在の運営状況と、これが児童相談所の設置でどういうふうに変わっていくか、充実していくのかということもお聞かせいただきたいと思っております。

#### ○加島児童相談所移管担当課長

まず1つ目のご質問でございます。子ども家庭支援センターと区立児童相談所が同一の建物に入るかという点につきましてですが、こちらは現在、別の建物を考えております。

それと、別紙1と別紙2でお付けしました資料についてですけれども、こちらは会議当日、6月2日の有識者会議にお示しした資料そのままでございます。

3つ目の、要保護児童対策地域協議会の意見に関する真意という、補足の説明のところですが、すみません。こちら、会議の中ではこれ以上のご意見というのはございませんでしたが、区として受け止めておりますところでは、児童相談所と子ども家庭支援センターの役割分担をしてケース対応を行ってまいりますので、そういった進行管理の面、どのように要保護児童対策地域協議会の中で支援対象の進行管理をしていくのかということのご示唆だと受け止めております。

### ○山下子ども家庭支援センター長

私からは、要保護児童対策地域協議会の現在の運営状況等についてお答えいたします。

要保護児童対策地域協議会、要対協などと呼んでおりますけれども、こちらについては3層構造で運営しております。代表者会議である品川区虐待防止ネットワーク推進協議会、実務者会議としまして2層目で地域分科会、こちらは13地域センターそれぞれで実施しております。また、3層目としまして個別ケース会議として協議会ケース会議ということで実施をしているところでございます。昨年度につきましても、新型コロナウイルス感染症下ではございましたが、それぞれ各地域センターの管轄地域ごとに、児童センター等を中心に、分科会、実務者会議のほうは実施をしたところでございます。

また、2点目にございました今後の運営の形態等々についてですけれども、（仮称）品川区立児童相談所ができた段階に、どういった形がいいのかというのは、これから考えてまいりたいと考えております。

### ○安藤委員

子ども家庭支援センターなのですが、これは現在の建物がありますので、そこで別建物として継続していくというお考えなのか伺います。

それと、今の住み分けの項目でもありましたけれども、児童相談所というのは、介入とか、かなりハードな業務になると思うのですね。いろいろ視察などしますと、職員がやはり心身ともに疲弊してしまうというケースが多いと伺いました。子ども家庭支援センターはじめほかの子ども関連部署などとの一定期間での配置交換など、職員さんの疲労、疲弊のケースの度合いに応じた配慮というのも必要ではないかと思うのですけれども、その辺は今どのようにお考えなのか伺いたいと思います。

3つ目は、この運営計画検討委員会が非公開という、委員会にはこういった形で報告があるのですが、その理由は何かというのを伺いたいと思います。

### ○山下子ども家庭支援センター長

私からは、1点目の建物の関係についてお答えいたします。今、二葉のほうに所在しておりまして、子ども家庭支援センター、設置・運営をしているのですけれども、今後につきましては、状況としましては、新庁舎も含め移転をするような形での考え方をしております。

### ○加島児童相談所移管担当課長

2点目以降の質問にお答えいたします。

まず、職員の心身の疲弊につきましては、私どもも視察等で、視察先の職員からそのような状況が起り得るということを知っております。また、それに限らず、職員の知識、経験を蓄積していくためにも、子ども家庭支援センターに限らず、庁内関係部署でのジョブローテーションが必要と考えておりまして、現在協議を行っているところでございます。

それから、会議体の非公開の理由につきましてですが、こちらは主に委員会の委員間の自由闊達な議論の場を確保するため、また、議題によりましては、施設の機能・役割の関係上、その運営等の公開に慎重を期す必要があることから、現在、会議を非公開としております。

### ○安藤委員

分かりました。検討委員会のところは、とは言っても、区民に関わる重要な計画を検討しているので、極力公開できるところは公開という方向で、何のために公開するかと言うと、区民の皆様からの意見を聞きながら計画を作るという意味なのですけれども、それは要望したいと思います。

あと、虐待発生後の対応についてなのですが、様々、情報共有ですとか連携強化という言葉がたくさん

ん出ているのですが、逆に、責任の所在が曖昧なのではないかという懸念もありまして、高度な専門性を持って、それを蓄積して行って、様々な関係部署とももちろん連携はとりながら、どの子どもの育ちにも責任を持つという、この統括的な部署というのですか。それは、児童相談所の担当児童福祉司ということになると考えてよろしいのか、伺いたいと思います。

あと、もう1つ、最後ですけれども、ある意味、虐待発生を未然に防ぐ家庭支援というのが最も大事なのかなと思うのですね。育児の悩みですとか責任を、1人の親や1つの家庭で抱え込んでいると、本当に深刻な事態になりますし、本人にとってもつらい、子どもが一番つらいと。やはり、気軽に相談できて、子育ての経験とか情報が共有できて、それでいて支援も受けられるという環境というのを、児童相談所の設置を機に、これまで以上に品川区で作らなければいけないのではないかと。その点において、児童相談所と子ども家庭支援センターはどのような役割を果たしていくのか、改めてそちらについてのお考えを伺いたいと思います。

#### ○加島児童相談所移管担当課長

まず、1点目の両機関併存することによる責任の所在に関するご質問についてですけれども、こちら、先行区ですとか、例を見ますと、確かに両機関がそれぞれケースの押し付け合いにならないよう、主担当というのを決めている、そういう仕組みがあるというふうに聞いております。児童相談所と子ども家庭支援センター、どちらの機関がどのケースを担当するのがふさわしいかというのは、今後また専門家の意見等を聞いて詰めてまいりたいと思いますが、そういった曖昧にならないような仕組みというのを検討していかなければならないと考えているところでございます。

それから、子育て中の保護者の方、子どもご本人、それぞれが悩み事があつたときに気軽に相談できるような体制をというところで、現在、子ども家庭支援センターは区が、児童相談所は都が担っておりますけれども、先ほどご説明申し上げましたとおり、児童相談所と子ども家庭支援センターの役割を明確にいたしまして、区内にきちんと周知を図っていくことによって、子ども家庭支援センターが持っているサービス導入の権限、また、育児相談、子育て相談といった寄り添い型支援のほうと役割分担をしながら、区としてきちんと相談体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

#### ○山下子ども家庭支援センター長

今、担当課長のほうから今後の進め方についてお話がございました。

私のほうから、今の現状につきまして、子ども家庭支援センターが要保護児童対策調整機関ということで、そういった意味では取りまとめをする形になりますので、今お話がございました主担当機関が品川児童相談所であるのか、品川区子ども家庭支援センターであるのかというのは、しっかりと把握をしているところでございます。今後、（仮称）品川児童相談所ができた場合でも、そちらの調整をしっかりと担いまして、運営委員会の委員からもご意見いただきましたけれども、両機関のはざまに落ちるケース等々が発生しないように、今後とも努めてまいりたいと考えております。

#### ○安藤委員

ありがとうございました。

やはり、虐待にならない、そういう子育てが大事かなと思って、虐待にならないと言うとネガティブ過ぎますけれども、そういう意味では、なかなか、議員をやっているようなのですけれども、相談をすること自体がかなりハードルが高いというか、やはり普段から、何でも相談していいのですよというか、1人で抱え込まなくていいのですよという、そういう環境というのは、実はすごく大事かなと思っていて、相談しなかったのが悪いのではというふうにはもちろん言わないでしょうけれども、そう

いうふうになってはいけないわけで、そういう意味で、児童相談所を置く、独自で作るということで、悩まなくていい、本当に相談してくださいと、行政は味方ですよと言うような体制を作る上でも、ぜひさらに頑張っていたいただきたいと思いますし、あと、子どもの権利条約という観点の子育て支援に非常に重要というか、子どもをどう見るかというところに大人の理解というのがすごく大事だと思うので、その辺も併せて、ぜひその理念を広めていくようなことも含めて、ぜひ頑張っていたいただきたいというふうに思います。

#### ○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。

#### ○松本委員

先ほど安藤委員からもお話があった、この運営計画検討委員会が非公開のところなのですが、やはりこれは公開はしていくべきだと私は考えています。これはやはり、この計画を作っていくという上で極めて重要な役割を果たしている検討委員会だからということなのなのですが、先ほどのお話だと、自由闊達な議論ができなくなるというふうなお話がありましたが、例えば、個別のケースについて話し合う場合であればそれは理解できるのですが、児童相談所をこれから作るということについて、内容が公開されるから自由闊達な議論ができないというのは、やはりそれはおかしいのではないかと思いますので、そこについてもう一度ご答弁をお願いします。

#### ○加島児童相談所移管担当課長

本会議の公開・非公開の扱いについてですけれども、確かに、一般傍聴者・報道の方を入れないという意味では非公開となっておりますが、会議で使いました資料、それから、こういった主な意見等につきましては、議会になるべくそのままお出しするよう形をとりまして、委員会としての公正性・透明性を保っていきたいと考えているところでございます。

それから、個別のケースですけれども、確かにそういったケース検討を行っているわけではないのですが、議題を示す中で、委員のほうから過去に関わったケースですとか、あとは理事者のほうからそういった発言が出ることもございますので、今の段階では非公開とさせていただきます。

#### ○松本委員

例えば、やり方としてはいろいろあると思っていて、委員会自体は非公開としながら議事録を出すというふうな方法もあるかと思いますが、その中でも、議事録の部分も個別のケースが入る部分については非公開とするとか、方法は各種あると思います。当委員会に情報を出していただくというのは、それはそれで大事なのですが、やはり、区民の皆さんに対してきちんと公開しながら検討を進めていくというのが大事だと思うのですが、その議事録の部分ですね。議事録の部分は公開すべきだと思いますし、そういうのも難しいということであれば、当委員会に対する公開だけではなくて、きちんと品川区のホームページ上もこういう会議が行われていると。今、調べたところだと、恐らくこの検討委員会が開かれていること自体は特にウェブサイトに記載がないようにも思われるのですが、そのあたりも、現状どういうふうに区民に対する公開がされているのかということも踏まえて答弁をお願いいたします。

#### ○加島児童相談所移管担当課長

2点目からのお答えになるかもしれませんが、現在、有識者会議につきましては、確かに委員ご指摘のとおり、ホームページ等には掲載しておりません。開催しました後、このような議会報告の形で、主な意見、それから資料をなるべくそのまま出ささせていただきたいと考えているところでございます。



それから、議事録の扱いについて、今ご示唆をいただきましたけれども、委員長はじめ委員の皆様にも非公開ということで委員をお願いしておりますので、そのことこの扱いについては、今後、委員長とも相談が必要と考えております。

#### ○松本委員

委員長という単語が重複するので、なかなか。私の頭の中のことですが。運営委員会の委員長との相談が必要ということなのではすけれども、そうは言っても、やはり区民に対する情報公開というのが重要だと思っている部分が1点と、あと、委員の構成自体、委員長および委員5名ということなのではすけれども、こちらの名前は我々にも公開されていないというところかと思いますが、これはやはり、どういう人たちが検討したのかというところは重要になってくると思っています。例えば、弁護士1名となっていますけれども、私も弁護士ですが、弁護士と言っても専門性はいろいろなのですね。区と関わりが深い弁護士ということで、場合によっては選任されたとするならば、特に児童関係に詳しくない弁護士が選ばれているのではないかなということも、懸念としてはあるというわけです。そういう意味では、やはりきちんと委員の構成、委員の専門性とか、どういう方たちを選任しているのかというところはきちんと公開されたほうがいいのではないかと思います、その点はいかがでしょうか。

#### ○加島児童相談所移管担当課長

委員の構成についてのご質問でございます。こちら、まず委員長につきましては、現在、立正大学の児童福祉分野の教授にお願いをしているところでございます。弁護士につきましては、こちらは他区のほうで子どもの権利擁護に関わっていらっしゃる弁護士の方に委員の就任をお願いしたところでございます。

現在、この委員についても構成、お名前等、公開はされておられませんけれども、この委員会を通じて区立児童相談所設置・運営計画を完成していくに当たり、有識者のお名前等も公開していけるよう、会議の中で調整を図ってまいりたいという、そこも含めて委員長と相談をしてみたいと思います。

#### ○松本委員

ありがとうございました。

確かに、例えば世田谷区でも似たようなことがあって、それは最終的な計画の段階では名前が公開されていたりとか、あとは、論点整理ということで、アドバイザー会議の主な意見要約という形で出されていたりというような、過去の他区の状況もありますので、ぜひ、他区の状況と合わせて、そのあたりの、やはり説明責任の在り方というのは考えていただきたいと思います。

ちなみになのですが、この6月2日に行われた会議ですけれども、会議の開催時間、どのくらい時間が使われたのかということもお願いいたします。

#### ○加島児童相談所移管担当課長

会議の開催時間について、6月2日は15時から始めまして、1時間半強ほどご意見をいただいたところでございます。

#### ○松本委員

ありがとうございます。

私もほかのいろいろな会議など傍聴させていただくのですが、実際の中身の議論というのは、例えば1時間半あっても、行政側からの説明が実はすごく長くて、内容の議論というのが、ちょっとした意見交換みたいになってしまうような委員会や審議会がよくあるので、ぜひ充実した意見になるように努めていただければというふうに思います。

最後は本当に要望で。できるだけ、このあたりの情報というのは公開していただきたいと思っておりますので、引き続き、ここは検討委員会の委員長と相談していただきながら、在り方を考えていただければと思います。

#### ○吉田委員

私からは、資料が、運営計画検討委員会に出された資料そのままということで、それは大変いいと思うのですが、逆に、この委員の方たちにとっては、これを基に議論をされて、ご意見が出ているのだと思うのです。そのご意見が、区としての考え方に反映されたかをフィードバックする機会は、もう最後の案のところではしかないのでしょうか。案だと、そこで一応の議論はあると思うのですが、この意見が反映されてこういう形になりましたというふうに示されても、いやいや、そういうことではなくて、もう少しこういうふうになどということが、再度この計画の中に反映されて、それで初めて議論というふうになるのかなと思うのですが、その辺については、この資料を基に議論されたことの、委員の方たちへのフィードバックがどうなのかということをお教えください。

それから、このA3の資料の2枚目のほうの、地域などとの連携のイメージなのですが、私はこの間の一般質問の中で少し取り上げたのですが、品川区は、例えば、子ども若者応援ネットワークとか、子どもたちのことについて支援するいろいろな団体のネットワークがあって、私はそれは品川区の施策としてとても評価していて、あの質問の基になったのが、先ほど安藤委員からもありましたけれども、区としては一生懸命相談に来てというので窓口をたくさんつくっているのですが、本当に相談していいのだということがなかなか分からない。だけれども、支援の団体の活動の中からはそれが見えてくるので、これは相談につなげたほうがいいだろうというのがそこで分かってくる。だから、そこでの連携というのはすごく大事になるのかなと思うのですが、それは、例えばこの資料の地域という中に、そういうことが入っていてほしいと思うのですが、そのように理解してよろしいのでしょうか。

質問でも言いましたけれども、こども食堂ネットワークも、その中でご本人から相談がなくても、これはちょっと何か支援につなげたほうがいいという事例が見えてくるのですよね。それを実際の支援につなげたというようなケースも、品川区の場合で伺いましたので、その辺の相談、もちろん、先ほど相談しやすい体制を作るとおっしゃって、それはもう当然で、ぜひ進めたいのですが、なかなか相談しにくいところでは、今まで品川区の中にある資源と言いますか、そこをきちんと位置づけていただけないかなと思います。いろいろな実際の事例を伺いましたけれども、分かっているのだけれどもなかなか支援には結びつけられない。どこかにつなげたら、もうそれ以上は自分たちは手出しできないとか、支援団体もいろいろ苦労している様子が見られましたので、ぜひその辺は検討していただきたいし、そういう機能があるということをお踏まえた次の委員会開催にいただきたいと思いません。次の委員会が令和3年9月に予定されていて、資料中で一時保護所についての中に、括弧で権利擁護等というのがあるのですが、この部分が出ているのですが、この部分がすごく大事で、国のほうがアドボケイトとか、そういうことについても今詳細な検討が出てくるようなので、その動向を見るということだったのですが、その辺についても、ここでぜひ深く議論していただきたいなというふうに思うのですが、この辺の議論はどのようにお考えか。次のことになって、これからということだと思いますけれども、これからということであるならば、ぜひそういうことをここで深く議論していただきたいと思うのですが、その辺についていかがでしょうか。

#### ○加島児童相談所移管担当課長

まず、別紙1、別紙2でお示いたしました議題に限らず、こちらの委員会でいただいたご意見では、

様々な宿題ももらっております。特にこのポンチ絵につきましては、まだ未完成な部分もございますので、そういったものは委員長と相談の上、また委員会のほうにフィードバックしていく機会があらうと考えております。

それから2点目の、区内資源の書き方につきましても、そこが、主な意見でいただきました、まさに丸ポツ2つ目、各関係機関が当事者意識を持ってもらう必要があるというご意見がございました。これにつきましても、きちんと図として記載していくことによって、各機関がそれぞれ、自分たちが当事者なのだということを認識してもらう、その必要性があるというご意見をいただいたところでございます。区内の資源として何を書き込んでいくかは、会議体の委員の皆様とご相談しなければいけません、今後のご意見として受け止めさせていただきたいと考えております。

それから、権利擁護の部分につきましても、これから議題としてどのような提案の仕方をしていくか委員長と話しますので、まだまとまったものがあるわけではないのですけれども、一般質問等でいただいたアドボケイト制度、意見表明支援の件につきましても、今現在、国が詳細の検討を行っている聞いておりますので、そういったものを踏まえていく必要があると考えているところでございます。

#### ○吉田委員

ぜひそのように進めていただきたいと思います。地域の支援団体の方は、自分たちが気づいた事例について、どこにどうつなげたら当事者の解決につながるかということで、結構苦心というか、そういうふうにしてらっしゃいますし、ほかの自治体ではもっと深刻な事例も聞きました。品川区にもきっとあると思いますので、ぜひそういう方たちの思いが、今後の児童相談所の機能の中にきちんと入れられていくといいなというふうに思いますので、ぜひそのように進めていただきたいと思います。

最後に、先ほどの松本委員からのご意見がありましたので、一応、意見だけ言わせていただきたいと思います。ですが、やはり会議の公開というのは進められるべきかなというふうに思います。今までも、同じような理由で非公開だった会議体が、区民の方たちからの粘り強い働きかけで公開になり、最初議事録の公開だったのが、それが傍聴可能になり、資料が配られなかったのが配られるようになり、持ち帰れなかったのが持ち帰れるようになりということで進んでいて、当初懸念していたような事故は一切起きていないと思います。ですので、ぜひそこは、ご懸念がおありでしたら一歩ずつでもいいので進めていただきたいと思います。いずれにしても、子どもたちの権利が守られるような児童相談所の設置になるよう、ぜひ頑張っていただきたいと思います。最後は意見です。

#### ○あくつ委員長

ほかにごございますでしょうか。

#### ○松澤委員

お話の中で、併存型ということは、子ども家庭支援センターと児童相談所、これが両方で一緒に動いていくという形になると思うのです。その中で、2層性というか、併存型というのは、これはやはり連携をとるのがとても難しいという課題が多く、私も勉強会などに行かせてもらおうと、お聞きしています。要は、受ける場所が2か所あるから、こういった役割分担の中で分けていますけれども、やはりそのやり取りでもめてしまうとか。一番いいのが、両方で一緒に動くのがいい、要は共有するという形が一番望まれるのですけれども、言葉は悪いかもしれないけれども縦割り行政という部分になってしまうと、連携というのが非常にとれないのではないかとこの怖さがあるという話を大分お聞きしているので、そういった中で、やらないということはないでしょうけれども、どういった部分でそういう連携評価をいうのを図っていくのかというのを教えてください。

### ○加島児童相談所移管担当課長

児童相談所と子ども家庭支援センターが円滑な連携をとっていくための仕組みというところで、まだ具体のものがまとまっているわけではないのですけれども、先行区のほうでは、児童相談所と子ども家庭支援センターが併存している区が世田谷区でございます。世田谷区のほうでは、両機関の共通の認識といたしまして、リスクアセスメントの基準を明確にしていたり、両機関で定期的に情報共有する会議を合同開催するなどの機会を設けていると聞いておりますので、私どももそういったものを参考にしながら、両機関がきちんと意思疎通をとって、ケースがはざまに落ちることのないような体制を今後検討していきたいと思っております。

### ○松澤委員

ありがとうございます。

先行事例の世田谷区さんなど、そういうのを見るのはとてもいいことだと思いますので、お願いいたします。

あと、特別区での設置になると、今までは東京都が管理していますので、東京都がやっている中で、そういう情報が全くつながらなくなったり、要は都と区の連携というのですか。区の児童相談所との関係性が途切れてしまうとか、そういう危惧があったり、そういうケースが実際に起こっていたりというお話があったり、一時保護所に関しては、要はアレルギー情報というものが全く入ってこなくて、アナフィラキシーで実際に死亡してしまったという事例もあったりしているのですね。そういった部分に関して、先ほども連携は強くっていくという部分があるのですけれども、児童相談所と子ども家庭支援センターの連携、これも大切ですが、東京都との連携という部分においてはまたどういふ感じでやっていくかというのをお聞かせください。

### ○加島児童相談所移管担当課長

ご質問いただきました、区立児童相談所と東京都との連携というところですが、開設準備段階に当たっては、やはり引継ぎ等の際にケースがはざまに落ちていかないよう、情報共有が重要だというふうに考えております。

また、区民の皆様に対しましても、今後は担当が東京都から区に変わるのでということをごきちんとお伝えしていかなければいけないので、これも、すみません。先行区の例になってしまうのですけれども、都と区で同行で訪問していたりというような取組を行っているというふうに聞いております。我が区においても、その取組につきましては実施に向けて検討が必要と考えているものでございます。

それから、一時保護した児童の部分につきましても、子どもの行動観察という面で非常に重要な情報を持っておりますので、区のほうでもきちんと東京都がやっていたことを引き継ぎまして、区としてまたその子どもに関して、どういふアプローチができるかというのを考えていく、そのためにも、きちんと情報は漏らさずに引継ぎをしていくことが重要だと考えております。

### ○山下子ども家庭支援センター長

ただいま、一時保護のお話がございました。児童相談所のほうで一定必要があるというような、必要性が認められた場合には保護という形に至ります。やはりそういった役割は、介入的な立ち位置として、児童相談所が担わなければならないところがございます。また、私ども子ども家庭支援センターとしましては、実際に一時保護に至った後、また地域に戻られてくるときに、その児童であったり、またその保護者の方々を支援するという役割がございますので、今現在、私どもとしましては、ご指摘のあったご懸念等のないように努めつつ、一体型ではなく併存型での運営を検討しているところでございます。

## ○松澤委員

ありがとうございます。

一時保護所に関しては、皆さんも分かってらっしゃると思うのですが、学習の保障が課題であったりとか、いろいろな課題が見えている中で、そういったことをしっかりやっていただけたらと思っています。

最後に、職員の異動と言いますか、児童相談所の職員というのは、行政の中にあると、ある程度、数年たてば異動してしまう、そういう流れだと思うのですよね。ただ、ここがすごく課題だと。実は、仕事に慣れてきたとか、子どもたちに慣れてきたときに異動すると、またその関係性を一から作っていかなければいけないというのは、特別区の中では大きな課題となるのではないかと考えています。そうすると、職員の異動の周期、これは今話すことではないのかもしれませんが、そういった部分も少し長く見るということも検討の1つなのかなと考えているのですけれども、その辺はどうでしょうか。

## ○加島児童相談所移管担当課長

職員の異動の周期、ジョブローテーションのところに深く関わってくるご質問かと思えます。児童相談所のほうで専門職の指導・育成を担う職員につきましては、通知等により、児童福祉司においてはスーパーバイザーは経験年数5年以上、児童心理司スーパーバイザーについては、通知によりまして、こちらはカウンセリング等の経験年数10年程度と言われているところでございます。そういったスーパーバイザーをこの区職員の中から輩出していくためにも、長期的な育成とともに、先ほど申し上げました、様々な職場で業務経験を蓄積していくということ、少し対立に見えるかもしれませんが、そういった道を両立させていくようなことも、今後、人事部門と協議していかねばならないと考えております。

## ○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。

## ○つる委員

進捗状況ということで、ありがとうございました。

会派としても、福岡などいろいろな先行自治体の事例も視察させていただきながら提案もさせていただいて、いろいろな人材の面であるとか、そういったところも伺いながら、また提案をさせていただいて、今、こういう進捗を教えてくださいました。

改めてなのですが、今、児童相談所という機能自体は東京都が担って、偶然、品川区の中にも機能としてはそれがあるわけですが、今いろいろ、併存型などという話もありましたが、令和6年になりますけれども、区で実施をしていく児童相談所が開設されたときに、児童相談所などを必要としている人たちにとってどのような支援になっていくのか、また体制になっていくのかというのを、概要で結構ですので改めて教えてください。

## ○加島児童相談所移管担当課長

区という基礎自治体で区立児童相談所を設置する意義のところにも大きく関わってくるご質問かと思えます。まず、子どもの最善の利益、権利擁護の観点から、相談、援助、それからケア、保護者支援、一時保護、家庭復帰まで、区として主体的に一貫した支援が可能となるというのが、まず1つ大きなところだと思っています。

2つ目といたしましては、やはり支援を必要とするご家庭につきましては、子育てに関する課題以外

に、経済的困窮、障害、疾病など、複数の課題を抱えている家庭も多いと聞いております。そういったご家庭に対して、区の持っている多様なサービスを生かして、複合的な課題を抱える子どもと家庭に対して、重なり合った支援を可能にしていくことができるというふうに考えております。

3つ目といたしましては、最後になりますが、地域、関係機関、庁内関係部署、区として顔の見える関係がございますので、そういったつながりを生かしながら、緊急対応の前段階から、子どもと家庭に支援が届くよう、児童虐待の防止・早期発見をより強化していけると考えております。

#### ○つる委員

ありがとうございました。

大きく3点ということで、さらに、先ほど来の質疑の中でも、例えば、子どもに関わる、親子、家庭に関わるというところでは、児童相談所と子ども家庭支援センターの役割分担、そのときの差配という質疑もありました。国で司ると、そういう感じになっていったりなどということなのでしょうけれども、今、最後、3点目として、顔が見える者同士ということでの連携のしやすさというお話もあったわけがありますけれども、そここのところが今後どういうふうに、例えば、子ども家庭支援センターのほうに軸となっていくのか、児童相談所の方が軸となっていくのか、それとも、それを統括するような任がつくのかどうか、いろいろやり方というのはあると思うのですね。ここにA4で書いていただいて、議題1のご意見の中にも、先ほど質疑もありましたけれども、はざまにケースが落ちないようという、ここが非常に大事なのかなというふうに思います。A3の別紙2の右側にも、庁内関係部署との主な連携の中の、これも昨年の質問でも取り上げさせていただいて、重層的支援体制整備事業というのが品川区でも今着々と進めていただいているところでありますけれども、まさに取りこぼしのない、まさにはざまを、隙間をさらに埋めていく、隙間をなくしていくというのが、この重層だと思えるのですね。そういうサークルが今たくさんある中で、さらんこの重層でそのサークルをもう一重ネットしていくところになるかと思うのですね。先ほど、複雑な課題というところで、それに対する支援というのを示されたわけでありますけれども、つまり、児童相談所と子ども家庭支援センターだけでは当然担えない部分が、この重層に関わってくるというところだと思えるのですね。そういう意味では、この別紙2の図もありますけれども、これをさらにもう一重、二重、重ねていくのがその重層だと思えるのですが、このイメージで言うと、重層と児童相談所、子ども家庭支援センターの役割分担と言いましょか、連携の在り方というのですか。このあたりというのはどういうイメージを今後持って進めていくのか教えてください。

#### ○加島児童相談所移管担当課長

重層的支援体制整備事業につきましては、現在、庁内で会議体が持たれておりますが、そこを担う一角として、子ども部門のほうでもきちんと役割を果たしていく必要があると考えております。児童相談所につきましては、虐待対応というのがメインで言われることが多いですけれども、それ以外にも、非行ですとか障害ですとか、子どもに関するあらゆる相談に対応していくべき部署です。そういったものとして、重層的支援体制整備事業のネットワークの中にかかってくるご家庭、子どもに対してきちんと児童相談所が掲げている業務の役割を果たしていけるよう、今後、庁内で意見、認識を共有してまいりたいというふうに考えております。

#### ○つる委員

ありがとうございます。

個人的には、この重層的支援体制整備事業については、特別委員会を設けて本当に多角的な議論をしていかなければいけないというふうに、今年度、会派の中で提案させていただいた部分もあるのです

けれども、今ご答弁いただいて、本当に複雑に絡み合ったものを、適切に、まさに1人1人に合った形で、制度に人を合わせていくのではなくて、困っている人に制度を当てはめていくと言いましょか、形作っていく。そういうふうにしていかなければ、制度の中に一生懸命人を当て込もうとしても、それは無理なことなのですね。ですから、この重層の体制を整備していくという中で、特に特化した子ども、そして、今ご答弁いただいた項目を特に集中的にやっていただくのが担当所管だと思うのですけれども、そういう意味で、よく言われる虐待だとか子どもに関わる、親子に関わることの川上それから川下の対応、いろいろなエントランスだとかアプローチだとか、いろいろな言い方をされると思うのですけれども、やはり、子ども家庭支援センターで役割分担というところと言われる中では、ここがまさに川上の存在になってくるのかなと。流れ落ちていく中でというところにならない状況を作っていくということが、まさに重要であり、児童相談所としては、何があっても盤石な体制という、そういう位置づけのかなというふうに思います。ある意味では、職員の皆さんが閑古鳥が鳴くぐらいの状況であるというのが、この課題に対する区としての対応がしっかりとできているということになろうかと思えます。ただ、現在進行形で虐待の通報だとか相談件数というのは増えているという現実があるわけですから、早急に体制を作っていかなければいけないというのはあろうかと思えます。ただ、その件数は減らしていくという、それが、先ほど質疑にもあったとおりの、どういう形で連携・差配をしていくのかということでは、ずっと言われていることですが、箱を作っても、結局マンパワーだというのは、先ほど松澤委員からもありましたけれども、私もそういう勉強会だとか先行事例ですが、マンパワーで取り組まれている人からも、実際にお話を聞くと、もう本当にいろいろな話があるという実感をしているところでありますし、私自身についても、我が家でも、虐待とかではないですが、すごい困難事例があるけれども、どこにも相談ができないような、はざまのケースに置かれていた期間というのは数年あったわけです。役所にそれを求めてもないのですよね。そういう中で、もし子どもたちが危機的な状況になっていけば、ここで扱われるような、虐待だとか、子どもたちが悲惨な状況になるようなケースというのはあるわけですね。そういった隙間を埋めていくのが、まさに重層だったり、こういう特化した子ども家庭支援センターだとか児童相談所という対応になってくるのですけれども、そういう部分で、ないほうがいいので待望されているかどうか分からないのですけれども、川上でいろいろなそういう状況にならない状況を作っていくという支援をさらに充実させていくということは、一方で、並行して強化していただきたいと思えます。この間の金曜日に「おおかみこどもの雨と雪」という映画がやっていたのですよね。その中のワンシーンでも、恐らく児童相談所の職員の方が、その家に訪問してきて、健診とか注射を全然打っていないのだけれども大丈夫ですかと。それは、たまたま子どもがオオカミだったから、それは行ってなかったということなのだけれども、あれがリアルかなというふうに思ったのですよね。そういう状況を考えたときに、やはり、児童相談所ではハイリスクの場合は介入になってくるのですけれども、関わりだと思えるのですよね。どう関われるか。先ほど、吉田委員の質疑にもあったけれども、地域の資源、人材という、そういう人たちへの、今も協働などという言葉でくられている部分があるのですけれども、そういう方たちが気づいていただいても、どのように関わっていったらいいのかということが、やはり今、足踏みしてしまう状況もいろいろな課題があるというところでは、いつでもコネクトできるというか、関わりもできるし、連携もできるしという、その部分、まさに地域となると、また部が違ってきってしまうと思うのだけれども、そういうところも非常に大事なかなと思うのですね。アウトリーチとか訪問というやり方をするけれども、今は関わりなのだろうな、人と人とのつながりなのだろうなとなってくると、まさに重層で、幅広な体制になっていくなというふ

うに思ったのですね。

ですから、先ほどの、どういう部分が差配していくのかというのは非常に大事だなと思っていたのですね。ですから、ぜひ、またこういう機会でいろいろな報告があると思うのですけれども、ハードの整備だけではない、今現在進行形でご対応いただいていることが山ほどあると思うのですけれども、それをさらに、そういう隙間からこぼれ落ちない、それこそ誰一人取り残さない、そういう品川区を作っていないと。それは、やはり人材だと思うのですけれども、最後に聞きたいのは、別紙1でもあるのですけれども、人材の確保・育成とあって、先ほど、安藤委員のところですか、職員の方の疲弊というか、これはずっと言われて久しいことだと思うのですけれども、やはり経験と疲弊は併存すると思うのですよね。経験年数はすごく大事なわけけれども、ただ、それに関わっていると、すごく疲弊していつてしまうという課題も一方であって。福岡の方のご指摘などは、そういうこともすごく私も伺ったりして。だから、ここはすごく難しいと思うのですが、今、4年、5年かけて、スタートのときにスーパーバイザーも含めて、すどーんで行けるようにということで、過去にも質疑をしたことがあるのですけれども、ただ、いざスタートというときに、他の自治体でものすごく一生懸命関わってきていて、それこそ心が折れてしまって、スタートのときにちょっときついなという状況では、これはやはりマンパワーとしてはなかなか難しいのかなと思うのですけれども、この部分というのは、今一生懸命研修をしていただいている職員の方か人材に対する支援という部分と、それからまさにそういう力強いマンパワーの方をいかに確保していくかということについては、今どういう力点でやっているのか、教えてください。

#### ○加島児童相談所移管担当課長

まず、人材の育成の部分につきまして、今、大きく頼っているのが、他自治体への児童相談所への派遣のところなんです。派遣職員につきましては、なれない環境で今業務を習得するため一生懸命勤務しているという状況ですので、月に1回は必ず定例の派遣報告会を開いて、職員の顔をきちんと見ていくとともに、業務に関する話等を聞き取り、そこで働いていることが未来の児童相談所の体制にこう生かしていけるのだという、未来志向の話もできるように心がけているところです。

それから、スキルの面のところでも、派遣先でのOJTだけに頼ることなく、派遣職員のほうに開設準備部門のほうからも、きちんと何か持って帰ってもらうものができるよう、今年度の派遣職員向けの研修等も始めたところです。第1回は他区の一時保護所の課長さんに来ていただきまして、児童相談所における一時保護所との連携についてといった講義もしてもらいました。

それ以外には、区の専門職につきましては、子ども家庭支援センターのほうで特別区職員研修所の受講なども活用しながら、独自の研修の開催等もしているところでございます。

それから、職員の、今後開設時も見据えて、開設後も見据えてのところなのですけれども、メンタルケアは非常に重要な課題となってまいります。児童精神科医、非常に母数が少ないので、確保が難しいところなのですけれども、職員のメンタルケアにも関わっていただけるような方をこちらできちんと確保してまいりたいと考えているところでございます。

#### ○山下子ども家庭支援センター長

私からは、前半にお話があった点についてお答えいたします。

おっしゃるとおり、川上の部分で、虐待に至る前の手当てができれば、虐待に至らずとも済むというのはご指摘のとおりだと思います。そういった観点から、区としまして、児童相談体制の窓口を強化する意味で、昨年度、令和2年4月より子ども家庭支援センターを設置したところでございます。今現在の時点で、虐待の通告の件数等々、相談の件数等々というのは伸びを示している状況でございますけれども



も、やはりそちらの体制を整備することで、児童相談所の円滑な運営につながる部分もございますので、子ども家庭支援センターの役割として、一義的な相談窓口としての役割を果たしていけるよう、今後とも進めてまいりたいと考えております。

#### ○つる委員

ありがとうございました。

課長・センター長からご答弁いただきましたけれども、まさにこの部分においてもぜひ重層的な体制を敷いていただいて、本当に区全体としては重層的支援体制整備事業としても、絶対に誰一人取り残さないという、そういう体制をしっかりととっていただきたいと思います。

人材のところについては、本当に大事な部分かなと思います。だから、スペシャリストみたいな人が10年、20年ずっと関わっているというところも例外的にあったりするわけで、例外的には弁護士さんが、初めは雇われだけれども、もう専門、所長になってというようなケースもあったりして、どこまで行ってもマンパワーの部分でこの課題というのは非常に濃いのかなとは思うのですが、職員のジレンマで、どうしても人事異動というのが発生するときには、これは人事課の話なのかもしれないのですが、児童相談所の職員の希望もあるのでしょうか、そうしたところを目指すようになったら、アイドリング期間というか、そこを目指す、人事異動が発生するであろう、その前のアプローチの段階で研修を、それができるのかどうか分からないのですが、人事の育成の段階ですね。ある程度アプローチ期間を作らなければいけない、突然そこに行っても当然担えるわけではないと思うのですが、OJTではないのですが、やれるような、それだけの課題が濃いと思うのですが。だから、そういう育成についても、開設した後、どう充実した人材をそこに充てていけるかというのも非常に大事なポイントになろうかと思っておりますので、そこをぜひ重点的にやっていただきたいと思っております。

最後に、これは本当に補足的なところですが、(仮称)品川区立児童相談所というふうにもできていないから、箱がないからそういう言い方なのですが、いろいろな自治体においては、愛称みたいなものがあったりすることがあると思うのですが、愛称がいいか、悪いかという、両方側面があると思うのですが、例えば品川区でやっていくときに、この子ども家庭支援センターも含めてなのでしょうけれども、そういう愛称みたいなものをつけていく考えというのはどうでしょうか。

#### ○加島児童相談所移管担当課長

今ご意見いただきました愛称の点につきましては、地域の住民の方に愛着とといいますか、親しみを持って呼んでいただけるという点では非常に重要な考えだと考えております。江戸川区の児童相談所のほうでも、区民公募を図りまして、はあとポートという愛称をつけておりますので、そういった試みについても、今後区のほうで研究してまいりたいというふうに考えております。

#### ○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。ご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

---

## 2 所管事務調査について

#### ○あくつ委員長

次に、予定表2の所管事務調査についてを議題に供します。

所管事務調査の項目については、前回の委員会を含め、期日までに追加意見等をお願いしておりました。委員の皆様よりいただきましたご意見・ご要望を踏まえ、正副委員長で検討させていただきました。

結果、今年度の文教委員会の所管事務調査につきましては、お手元に配付のとおり、「教育現場におけるSDGs達成のための取組みについて」、「コロナ禍における子どもたちの心のケアについて」および「子どもたちや子育て家庭の支援のあり方について～コロナ禍を通して」の3件とさせていただきますと思います。

「教育現場におけるSDGs達成のための取組みについて」は、学校でのSDGsの実践と今後の展開についてなど、「コロナ禍における子どもたちの心のケアについて」は、コロナ禍における学校生活環境の変化とその対応についてなど、「子どもたちや子育て家庭の支援の在り方について～コロナ禍を通して」は、コロナ禍を通して子どもたちや子育て家庭支援事業でどのような支援ができたのか、また、事業がどう機能したのか、また、これから求められる支援についてなど、それぞれ調査・研究を進め、意見交換を行っていきたいと考えております。

このような形でご了承いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

#### ○あくつ委員長

ありがとうございます。

それでは、議案や報告事項等の案件との関係を含め、時期を見ながら、計画的に調査・研究をしていく考えでありますので、よろしく願いいたします。

また、理事者におかれましても、様々な資料の準備をお願いすることになろうかと思いますが、よろしく願い申し上げます。

以上で本件を終了いたします。

---

#### 3 その他

(2) 議会閉会中継続審査調査事項について

(3) 委員長報告について

(4) その他

#### ○あくつ委員長

次に、予定表3のその他のうち、(2)から(4)を議題に供します。

まず、(2)議会閉会中継続審査調査事項についてでございますが、お手元の申出書(案)のとおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

#### ○あくつ委員長

それでは、この案のとおり申し出ます。

次に、(3)委員長報告についてを議題に供します。

昨日の議案審査の委員長報告につきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

#### ○あくつ委員長

ありがとうございます。

それでは、正副でまとめさせていただきます。

次に、(4)その他を議題に供します。

その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○あくつ委員長

ないようですので、正副委員長から1点ご案内させていただきます。

過日の委員長会において、今年度の行政視察について議長よりお話がありました。

その内容は、「今後の新型コロナウイルス感染症の発生状況を見ながら、8月上旬頃をめどに、実施の可否の判断について改めてご相談をさせていただきたい。また、実施の可否は、昨年度と同様に5常任委員会で統一したい」といったものでした。

今後の見通しが立たない状況ではありますが、時間的な制約もありますことから、一定程度正副にご一任いただいた上で、時期を見ながら内部的な検討などを始めさせていただきたいと考えております。

例年どおりの進行にはよれない部分も多々生じるとは思いますが、なにとぞご理解・ご協力ください。よろしければ、本件については以上で終了します。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、文教委員会を閉会いたします。長時間ありがとうございました。

○午後0時23分閉会